

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式
- 一般競争入札
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務（その2）	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和8年3月31日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和7年9月3日（水） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 令和7・8・9 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
知的財産の取扱いに関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和7年9月2日（火）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。

また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和7年8月29日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤ 入札に関する条件

仕様書第2.4項に定める本役務の実施体制並びに第4.6項に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を書面で提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年7月30日（水）17時15分まで（行政機関の休日を除く）。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

なお、秘密等の取扱いに係る契約を現に履行中である場合、契約書の表紙、仕様書の該当部分を添えて申し出たときは、第4.6項までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料の提出は免除するものとする。

⑥

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑦

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑧

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑨

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑪ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7061）

品 件 名	マルチエージェントシミュレータ構築 のための事前検討役務(その2)	仕様書番号	SE-07-1-B-0018
		作成年月日	令和7年7月9日
		作成部課名	艦艇装備研究所海洋戦技術研究 部対潜戦評価基盤研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書はマルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務(その2)(以下「本役務」という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用 語	用語の解説
1	ASW	対潜水艦戦のこと。Anti-Submarine Warfare の略。
2	性能予測	個別のシステムの性能を構成品の固有の機能や模擬された物理的特性を基に流体解析及び構造解析等の数値計算手法により算出・推定し予測すること。
3	能力評価	任意の稼働状態並びに任意の外部環境条件において性能予測を基に全体システムとして発揮される能力を特定の指標に用いて数値計算により評価すること。
4	マルチエージェント シミュレーション	個々のエージェントの行動するルールを記述し、それらエージェント同士の相互作用によって全体としてどのような現象が現れてくるかに注目し、複数のエージェントが相互に影響しあう環境を再現する手法。
5	マルチエージェント シミュレータ	上記シミュレーションを実施するためのシミュレータ。
6	UUV	Unmanned Underwater Vehicle の略語で、人間が搭乗せず、動力ケーブルや信号ケーブルなしで自律的又は遠隔的に運用される無人水中航走体をいう。
7	USV	Unmanned Surface Vehicle の略語で、人間が搭乗せず、動力ケーブルや信号ケーブルなしで自律的又は遠隔的に運用される無人水上航走体をいう。
8	GUI	Graphical User Interface の略。コンピュータの表示・操作体系の分類の1つで、情報の提示に画像や図形を多用し、基礎的な操作の大半をマウスやタッチスクリーン等による画面上の位置の指示により行うことが出来るもの。
9	認知的 GUI	単純なデータの提示、システム状態の表示または計算結果の表示のみではなく、シミュレーションの入力支援及び評価支援のために意思決定支援や結果の認識支援機能を取り入れた GUI のこと。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 法令等

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)
- (2) 知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)
- (3) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令(昭和 48 年防衛庁訓令第 49 号)
- (4) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて(通知)(装技振第 7243 号。31.3.29)
- (5) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)(防防調第 4608 号。19.4.27)
- (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日)
- (7) 防衛セキュリティゲートウェイサービス加入要領及び利用要領について(通知)(装官総第 5616 号。令和 6 年 3 月 29 日)
- (8) IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第 807 号。令和 3 年 1 月 21 日)

1.3.2 その他

- (1) 艦船装備品の研究開発における先進シミュレーション技術の適用に関する技術調査 成果報告書
- (2) 対潜戦評価のためのシミュレータ構築に関する検討役務 作業報告書
- (3) ASW 総合シミュレータ構築のための事前検討役務 成果報告書
- (4) マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務 成果報告書

1.3.3 関連文書

- (1) 潜水艦コンセプト評価技術の研究試作 取扱説明書(潜水艦コンセプトモデル能力評価試験の実施に係る役務作業による更新版を含む)
- (2) 米国防総省のミッションエンジニアリング・ガイド第 2 版

2 役務に関する要求

2.1 概要

本役務は、マルチエージェントシミュレータ構築に資することを目的として、マルチエージェントシミュレータのガイドラインを制定するとともに、マルチエージェントシミュレータ表示部 GUI の仮作を行うものである。

2.2 役務の内容

2.2.1 実施計画書

契約相手方は、本役務の実施にあたり、官と調整の上、細部項目、日程、実施体制、実施要領を記載した実施計画書を提出するものとする。

2.2.2 実施方法

契約相手方は、マルチエージェントシミュレータのガイドラインを作成するとともに、マルチエージェントシミュレータ表示部 GUI の仮作を行うものとする。その手順は以下に示すものを基準とし、各項目の詳細は、実施計画書によるものとする。

- (1) マルチエージェントシミュレータのガイドラインとして、以下のガイドラインを作成するものとする。その際、貸付文書を参照して必要に応じその内容を反映するとともに、それらと齟齬が無いよう整合性に留意するものとする。
 - (ア) 海洋戦全体から各プラットフォームを評価するために適した粒度の性能解析モデル及び能力評価モデルの実装方法、追加の具体的方策を 1.3.2 項(1)から(3)までの内容を元に分析し、シミュレータモデル要件ガイドラインを作成するものとする。
 - (イ) マルチエージェントシミュレータのアーキテクチャ規模の具体化の方策、必要なシステム構成を分析し、シミュレータ基盤要件ガイドラインを作成するものとする。
 - (ウ) 1.3.2 項(4)における出力すべき能力・性能の項目を踏まえて、マルチエージェントシミュレータ表示部 GUI に必要な要素を抽出を行うとともに、抽出した GUI 具現化対象に対し、認知的 GUI の詳細検討を行うものとする。詳細検討では、GUI の要素を具現化するための GUI の要件を導出し、官との調整の上、要件に適応可能な GUI 適用技術の検討を行うものとする。これらの検討結果に基づき、認知的 GUI に関するガイドラインを作成するものとする。
- (2) 以下の手順により、マルチエージェントシミュレータ表示部 GUI を仮作するものとする。
 - (ア) (1)(ウ)での成果を踏まえ、抽出した GUI 具現化対象に対し、表示部 GUI を仮作するものとする。この際、GUI 適用技術は、各技術について認知的 GUI を適用した際の優位性を検討し、提示した上で選定するものとする。なお、表示部 GUI は、Windows 上で展開・操作が可能であり、抽出した GUI 具現化対象の各項目が表示可能なものとする。
 - (イ) (ア)で仮作した表示部 GUI を、貸付品にインストールし、問題なく動作することを確認するものとする。
 - (ウ) (ア)で仮作した表示部 GUI の取扱説明書を作成するものとする。

2.3 成果報告書等

契約相手方は、2.2.2 項の途中経過について中間報告書として、成果について成果報告書として取りまとめ、それぞれ官に提出するものとする。成果報告書には、2.2.2 項(1)で作成したマルチエージェントシミュレータのガイドライン並びに 2.2.2 項(2)で仮作したマルチエージェントシミュレータ表示部 GUI 及びその取扱説明書を含むものとし、マルチエージェントシミュレータ表示部 GUI は、Windows で読み込み・実行が可能なファイル形式とする。

2.4 役務実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が水測予察並びに海洋戦における戦術・術科訓練及び戦術判断支援並びに計算工学及び M&S 技術に関する知識及び技術を有すること。
- (3) 前記(1)の業務従事者が、前記(2)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
- (4) 前記(3)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.5 会議等

契約相手方は、表 2 を標準として、会議等を実施するものとする。各会議等の前には、本役務要求元と事前打ち合わせを実施するものとする。

なお、会議等の実施場所は、防衛装備庁又は契約相手方施設等での実施を原則とするほか、その都度、議事録を作成し、会議等内容を補完するものとする。

また、会議に使用する資料等は契約相手方が準備するものとし、議事録と併せて、それぞれ実施計画書・中間報告書・成果報告書の附録として併せて提出するものとする。

成果報告会においてはマルチエージェントシミュレータ表示部 GUI の動作デモンストレーションを含むものとする。

表 2 官側との会議等

番号	名称	回数	時期	備考
1	実施計画審議会	1 回	契約後速やかに	
2	中間報告会	1 回	実施計画書による。	
3	成果報告会	1 回	実施計画書による。	仮作 GUI のデモを含む。

2.6 サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

契約の相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、1.3.1 項(8)に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

3 検査

2.2.2 項について、成果報告書により検査を実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 貸付品

貸付品は、表 3 のとおりとする。

表 3 貸付品

番号	品名	数量	引渡 時期	引渡 場所	返納 時期	返納 場所	有償無 償の別	備考
1	ノートパソコン	1 台	契約相手方の申請後、速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所(目黒地区)	納期まで	防衛装備庁艦艇装備研究所(目黒地区)	無償	物品番号 N-04255

4.2 貸付文書

貸付文書は、表 4 のとおりとする。

表 4 貸付文書

番号	名称	数量	引渡 時期	引渡 場所	返納 時期	返納 場所	有償無 償の別	備考
1	艦船装備品の研究開発における先進シミュレーション技術の適用に関する技術調査 成果報告書	1 部	契約相手方の申請後、速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所(目黒地区)	納期まで	防衛装備庁艦艇装備研究所(目黒地区)	無償	
2	対潜戦評価のためのシミュレータ構築に関する検討役務作業報告書	1 部						部内限り
3	ASW 総合シミュレータ構築のための事前検討役務 成果報告書	1 部						部内限り
4	マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務 成果報告書	1 部						

4.3 提出書類

契約相手方は、表 5 に示す書類を官に提出するものとする。

表 5 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	備 考
1	実施計画書	2 部	実施計画審議会終了後、速やかに	実施計画書本体についてはA4縦用紙に横書き文を基本とし、印刷物及び電子データを提出のこと(各1部)。 電子データには、実施計画書本体と実施計画審議会の議事録の Microsoft Word 版及び実施計画審議会に使用した資料等の Microsoft PowerPoint 版並びにそれらの PDF 版の両方を含むこと。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出又は防衛セキュリティゲートウェイサービスによる提出とする。

番号	名称	数量	提出時期	備 考
2	中間報告書	2 部	中間報告会 終了後、速 やかに	中間報告書本体についてはA4縦用紙に横書き文を基本とし、印刷物及び電子データを提出のこと（各1部）。 電子データには、中間報告書本体と中間報告会の議事録のMicrosoft Word 版及び中間報告会に使用した資料等のMicrosoft PowerPoint 版並びにそれらのPDF 版の両方を含むこと。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出又は防衛セキュリティゲートウェイサービスによる提出とする。
3	成果報告書	2 部	検査実施前	成果報告書本体についてはA4縦用紙に横書き文を基本とし、印刷物及び電子データを提出のこと（各1部）。 電子データには、成果報告書本体と成果報告会の議事録のMicrosoft Word 版及び成果報告会に使用した資料等のMicrosoft PowerPoint 版並びにそれらのPDF 版の両方を含むこと。 附録として仮作したマルチエージェントシミュレータ表示部 GUI 及びその取扱説明書を含む。 電子データの提出方法は、DVD-ROM 等電子媒体による提出又は防衛セキュリティゲートウェイサービスによる提出とする。
4	知的財産管理報告書	1 部	納入時	A4 縦用紙に横書き文を基本とし、印刷物を提出のこと。

4.4 官側による支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることが出来るものとする。

4.5 知的財産の取扱い

1.3.1 項(3)、1.3.1 項(4)別紙1「研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領」に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとする。

4.6 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(1.3.1 項 (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) (防装庁(事)第137号。令和4年3月31日) 第2項第1号に規定する情報をいう。) その他の非公知の情報 (以下「保護すべき情報等」という。) の取扱いに当たっては、1.3.1 項 (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) (防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)における添付書類「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及びその別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき (保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて) 、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- (1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（1.3.1項(6)装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防衛庁(事)第137号。令和4年3月31日）第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- (2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- (3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.7 その他

この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号			
	調 達 要 求 番 号	SE-07-1-B-0018		
	調 達 要 求 年 月 日	令和 7 年 7 月 9 日		
	作 成 部 課	艦艇装備研究所海洋戦技術研究 部対潜戦評価基盤研究室		
	作 成 年 月	令和 7 年 7 月 9 日		
品 名	マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務			
仕 様 書 番 号	SE-07-1-B-0018			
1 保護すべき情報の管理				
契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。				
2 保護すべき情報として指定された情報				
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	
1 能力評価に係る情報	(1) 現在の又は将来の海洋戦において、彼我の作戦意図・行動パターン、部隊配置・陣形、脅威認識、想定海域等を類推させる情報	● 検討段階資料や中間生成物であっても或いは仮定のものであっても、左記内容が含まれる、或いは左記内容が類推できる場合は保護の対象とする。		
2 装備品等に係る情報	(1) 現在の又は将来の海洋戦に登場する彼我の装備品等の運用条件のうち装備品等の能力(性能・	● 単独では左記内容に該当しなくとも、他の情報(公知情報を含む)と組み合わせ		

	機能)が類推可能となるもの (2) 現在の又は将来の海洋戦に登場する彼我の装備品等の能力 (3) 前号の能力に寄与する装備品等の性能 (4) 前号の性能に寄与する装備品等の構成要素及びその機能	せることで左記内容を類推できる情報は保護の対象とする。 ● 左記内容を構成する情報を分解した個々の要素についても同様に保護の対象とする。 ● 左記内容を加工した情報についても、加工方法が分かれば左記内容を復元できる場合は、保護の対象とする。	
3 特記事項 なし			

公 告	番 号	公告第42号		
	年 月 日	令和7年7月15日		
入札書 令和 年 月 日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。				
金 額 ¥.ー		納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)	
		履行期限	令和8年3月31日	
		業者コード		
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務(その2)		1 件		
計				0

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 青木 陽介 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

担 当 者 名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEPS)利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

1 件名、公告番号、公告年月日

マルチエージェントシミュレータ構築のための事前検討役務(その2)

公告第42号

令和7年7月15日

2 入札日時

日 時 令和7年9月3日(水) 14時00分

3 政府電子調達(GEPS)を利用しない理由

4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

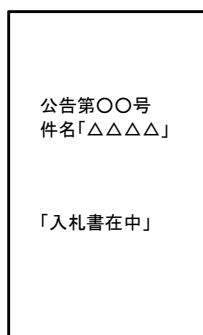
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

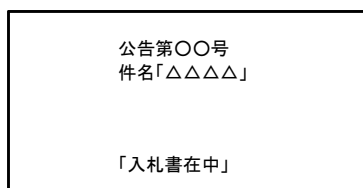
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

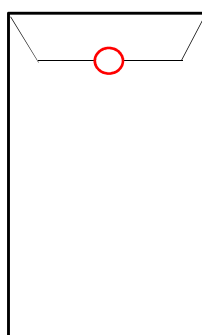
内封筒(表)
長3程度



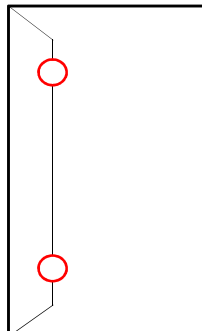
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

